

令和元年12月5日 第1回姫川水系流域委員会 資料より

姫川水系流域委員会 設立趣意書

平成9年の河川法改正により、河川整備の長期的な目標を示す「河川整備基本方針」と、河川整備基本方針に即し具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定されました。特に、河川整備計画の策定に際しては、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入されました。

姫川水系においては、平成20年6月に「姫川水系河川整備基本方針」を策定し、これを受け、今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「姫川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下、「整備計画」という。)を平成27年3月に策定しました。

この整備計画に基づき、今日まで治水・利水・環境に関する施策を実施してきているところです。

今般、整備計画策定から約5年が経過し、その事業が進捗してきたことから、事業の進捗状況や見通し、河川整備に関する新たな視点等に関して、学識経験を有する者から意見を聴くことを目的として「姫川水系流域委員会」を設立するものです。

なお、本委員会は「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」の第4の1(3)、及び「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」の第6の6、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」の第6の5で位置付けられる委員会となります。